

資料1

令和2年度

議事録

6月7日 近隣からの苦情により理事会にて問題に・・・・

	理事会	家主	行政
6月	18日 警察立入り調査 家主より片付けると回答→事件性はないため対応できず お願い文 2回 相談 3回	猫19匹発覚	
7月	18日 自治会より現場確認依頼 →10回以上電話するが繋がらず お願い文 2回 相談 1回 センターへ連絡 2回		28日 センター訪問一会えず
8月	5日 車中泊を注意 25日 面談 31日 臨時会開催（家主出席） 文書にて回答 お願い文 1回 センターへ連絡 3回	11日 水漏れ発生 警察3名対応→階下3軒まで被害	18日 センター訪問一会えず (メモを残す)
9月	国政調査6～7回訪問→会えず センターへ連絡 1回		
10月	水漏れ、車の長期放置 苦情有り センターへ連絡 1回		
11月 ～3月	お願い文 3回 相談 4回 センターへ連絡 2回		

来年度裏面へ

令和3年度

理事会としての対応を相談にのる形へ

	理事会	家主	ボランティア	行政
4月	27日 裁判所へ相談 お願い文 2回			
5月	9日 返事 17日 面談 19日 ボランティアへ相談 お願い文 2回			19日 センター訪問→会えず (理事長と話合い)
6月	6日 話合いのお願い 7日 面談 14日 話合い 21日 話合い 23日 センターを訪問 28日 話合い		警察より現状確認	
7月	2日 車処分のため車検証再発行手続き 5日 話合い (猫の所有権、車の件について) 12日 話合い 16日 センター主催の話し合い CSWとの面談をお願い 19日 話合い 23日 車撤去 26日 猫についての依頼	猫2匹産まれる レッカーカーも引き取れず中止	車の引き取り、CSWとの面談、 経過報告の回覧板 合意	20日 猫支援 21日 猫2匹引き取り

※西田見本

	理事会	家主	ボランティア	行政
8月	2日 ごみ出し1回目		2日 ごみ出し1回目	
		11回の面談を経てごみ出しへ ボランティア3名 社協1名 住民4名 軽トラ2台分南部へ持ち込むが第3者の持ち込みは違反 →暫定置場へ		
	3日 福祉総務課へ打上げ見解を要求			
	9日 今後の対応について		福祉総務課、廃棄物処理課より説明 (理事会、ボランティア、CSW)	
		9日 話合い		
	13日 ごみ出し2回目		13日 ごみ出し2回目	
		ボランティア2名 社協5名 住民3名 ごみの残量確認：環境部より職員4名		
9月	25日 ごみ出し3回目		25日 ごみ出し3回目	
		計15名（内社協より6名）		
	27日 ごみ出し4回目		27日 ごみ出し4回目	
	2日 両隣の住民へ状況報告			
	8日 ごみ出し5回目		8日 ごみ出し5回目	
		13日 話合い（立替えた費用について）		
			15日 ごみ出し6回目	
10月	20日 話合い 猫2匹産まれたと報告			
			猫5匹引き取り	
	22日 CSWとの面談			
		27日 話合い（部屋の臭いについて）		
	28日 センターへ猫の引き取り依頼		猫1匹引き取り	
			28日 引き取り申請書	
		4日 話合い		
		4日 CSWとの面談		
	4日 臭い対応工事			
		11日 話合い（猫の引き取りについて）		
	11日 臭い対応工事		11日 臭い対応工事	
	13日 ごみ出し7回目		13日 ごみ出し7回目	
	自転車差し入れ			
		18日 話合い（20日の作業について）		
	19日 センターへ要望			19日 多頭飼育について話し
	20日 工事		20日 工事（2名）	
		25日 話合い（里親募集について）		

理事会議事録より抜粋

資料2

本市

狂犬病予防法	動物の愛護及び 管理に関する法律
保健総務課	動物園
動物取扱業 特定動物保管許可 化製場許可	犬の登録 狂犬病予防注射 狂犬病予防員 犬の捕獲、抑留 狂犬病発症時の措置
動物園の指導 監督業務	犬猫の引き取り 管理譲渡 苦情（遺棄、虐待） 負傷動物 いのちの教育
	委託
	犬猫相談センター (電話相談業務)

静岡市	
動物愛護指導センター（公衆衛生課から独立）	愛護館（委託）
狂犬病予防 飼い犬の取り締まり 動物の愛護及び管理に関すること 動物愛護館の管理業務	子猫、子犬の譲渡 展示室 グルーミング室 ふれあいワンワン教室
新潟市	
動物愛護センター（保健衛生部内の1課）	ふれあいセンター（指定管理）
犬猫の保護収容 狂犬病予防 動物愛護	ふれあい 動物展示 動物の学習 犬猫の譲渡

	正規職員数	会計任用職員数	再任用職員数	委託・指定管理所在地
浜松市	5名	2名	0名	同事務所内
静岡市	7名	7名	3名	隣接地
新潟市	8名	3名	0名	隣接地

各市提供資料より作成

安全で快適な生活環境を目指して

ごみ屋敷にしない・させないために

～平成28年4月 豊田市不良な生活環境を解消するための条例を施行しました～

① 不良な生活環境とは？

ごみ屋敷、動物の多数飼育、樹木又は雑草の繁茂が原因で、害虫の発生、悪臭の発生、又は火災や通行上の危険性が生じるなど衛生上、防災上、防犯上の支障が生じる程度に不良な状態に陥っていることをいいます。



ごみ屋敷



動物の多数飼育



雑草・樹木の繁茂

② 不良な生活環境にならないために・・・

土地や建築物等の管理は、所有者や管理者の責任です。ごみ屋敷等の不良な生活環境を生じさせないよう適正な管理に努めなければなりません。また、既に不良な生活環境を生じさせている場合は、速やかにその状態を解消しなければなりません。

③ 不良な生活環境解消のための支援

不良な生活環境を解消する責任は、原則、その原因者にあります。しかし、原因者だけでは解消が著しく困難であると認められるときには、市や地域、関係機関などが協力して支援を行います。

専門家

意見
↓

市・関係機関

- ・家庭訪問
- ・生活相談
- ・環境改善の説得

など

■ 関係機関
民生委員
包括支援センター 等

協力・連携

支援
←

原因者

住民組織等

- ・見守り
- ・声掛け
- ・ごみ処理 など

■ 住民組織
自治区・区民
老人会 等



原因者が地域で孤立しないよう、

地域と行政が連携しながら、支援を進めてまいります。



資料4

紙製容器包装



アイス、ヨーグルト等の紙製容器包装

紙製容器包装リサイクル推進協議会

紙パック



飲料や酒類用のアルミ不使用の紙製容器

全国牛乳容器環境協議会

※使用許可承認済

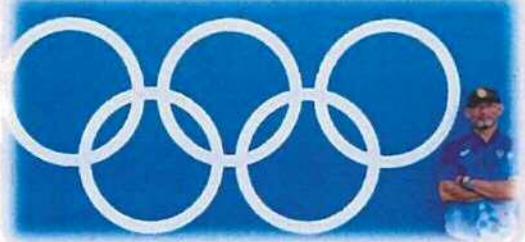
資料5

桐原 勇人（きりはら はやと）

生年月日：1971年9月7日

最終学歴：早稲田大学人間科学部スポーツ科学科卒業

職歴：



1994年～	新日本製鐵株式会社
2000年	～1998年 バレーボールVリーグ選手
2001年～	ビーチバレー選手
2004年	2002年 釜山アジア競技大会5位
	ビーチバレーコーチ
2005年～	～2008年 ビーチバレー男子日本代表コーチ
2012年	(2008年北京オリンピック競技大会ビーチバレー男子日本代表コーチ)
	～2012年 プロビーチバレー選手
2013年～	(公財) 日本バレーボール協会
2018年	2015年 業務執行理事ビーチバレー事業本部長就任
2018年～	(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
2021年	スポーツ局競技運営部ビーチバレー種別マネージャー



あかでん散歩 ①

まんごく
～万斛鈴木家・甘露寺と明治屋醤油を巡る～

・コース距離約6キロ・所要時間約1時間30分 ※距離と所要時間は目安です

ウォーキングコース
●コンビニエンスストア

スタート 遠鉄電車 積志駅 ➤➤➤ 万斛庄屋公園 ➤➤➤ 甘露寺
➤➤➤ 明治屋醤油 ➤➤➤ 遠鉄電車 小松駅 ゴール



まんごく
★万斛庄屋公園(旧鈴木家)



独礼（とくれい）庄屋（単独で藩主に謁見できる）、鈴木權右衛門の屋敷跡につくられた公園。大きな屋敷地には、鬱蒼とした屋敷林がみられる。鈴木家の家伝によると、徳川家康が浜松城主だった頃、側室の阿茶局（あちゃのつね）を屋敷に預けていたと言われている。家康は魔狩りの折に、この屋敷を訪れていたという。

★甘露寺



弘仁13年（822）に真言宗寺院として開創されたといわれる。明徳元年（1390）に臨済宗にかかり現在に至る。浜松城を居城にとしていた徳川家康がこの寺を訪れ、前庭に香る古梅を愛で「未開紅甘露梅（みかいこうかんろうめ）」と名付け、香氣を楽しんだといわれている。かつては、二階建ての楼門を含め多くの堂宇が立ち並んでいたが、古い構造物は中門を残すのみとなった。中門は見事な彫刻とともに、の安土桃山時代の建築様式を伝えており、市の文化財に指定されている。

★明治屋醤油 (※1)



浜北区小松にある明治8年創業の醤油醸造所。創業以来変わらぬ製法で現在も受け継がれており、地元に愛され地元に根付いた醤油屋。お醤油造りの工程も学ぶことができる工場見学や様々な体験も事前予約制で可能です。直売店も併設しております。

(※1) 明治屋醤油の休業日、営業時間等は下記 URL または QR コードをご確認ください。

<http://meijiyashouyu.com/>
浜松市浜北区小松 2276
053-586-2053

- スタート駅（遠鉄電車 積志駅）のラック又はホームページ《あかでんブログ》よりコースマップを印刷して、各自にてウォーキングを開始してください。

- 交通ルールを守り、車両には充分ご注意ください。
- ウォーキング中の事故やケガには責任を負いかねます。
あらかじめご了承ください。

